

議員（渡邊 美喜子）

13番、渡邊 美喜子、9月定例会において一般質問をさせていただきます。

1点目、空き家・特定空き家の現状を伺う。

2点目、要保護・準要保護の子供たちは大丈夫ですか。

この2項の質問です。一問一答方式であります。

1点目、空き家・特定空き家の現状を伺う。

地域を回ると、空き家が増えてきたという印象があります。特に特定空き家が目につき、倒壊など不安がよぎります。

これが、特定空き家と言えると思います。こういう家屋が本当に増えてきたなという印象でございます。

総務省の「住宅・土地統計調査」によると香川県内の空き家は年々増え続けており、令和5年10月1日時点で、空き家総数は約9万1千戸となっています。

ちょっと大きくします。分かりますでしょうか。ちょっと見にくいんですけども、空色の棒グラフですけども、これが香川県の住宅数でございます。それから、赤い点々というのが、これが年々昭和63年度からずっと上がって上昇して、これが、空き家率でございます。空き家率が大変高くなっております。

そして黄色い部分が、香川県におきまして空き家の総数でございます。こういう形で、大変、空き家率が増えておりますし、黄色におきまして、これも空き家の総数でございます。そういうことでございまして、空き家率が18.5、そして全国は13.8となっております。全国で10番目に高い水準であります。

特定空き家が増えることにより防災、衛生、防犯、鳥獣の住処、景観など地域住民の生活環境に大きく悪影響を及ぼします。

令和4年9月定例会にも空き家対策・特定空き家の一般質問をさせていただきましたが、元旦に能登半島地震が発生し町民の皆様への警鐘でもあり、今後、南海地震が発生する可能性が言われていますので、再度取り上げさせていただきました。

先日の新聞に坂出市で倒壊の恐れのある特定空き家の取り壊しを促すため、坂出市は費用の一部を補助する「市老朽危険空き家除却支援事業」に本年度、前年度の2倍近い59件の申し込みがありました。市人口は減少傾向にあり、少子化も相まって今後も危険な空き家が増えていくと懸念しています。

市は空き家を除却すれば敷地に新たな用地が生まれ、町の活性化も期待出来ることから、昨年度から土地の固定資産税増額分を最大5年間減免することを新設した。

また、他の自治体では3年間減免もあります。本年度から空き家改修補助金を県内トップの最大200万円まで拡充するなど各種施策の充実を図っているなど掲載されていきました。質問に入ります。

1点目、空き家件数・空き家率・また今後の傾向を伺います。

建設課長（三谷 勝則）

渡邊議員の空き家件数、空き家率、今後の傾向についてのご質問に答弁をさせていただきます。

近年、全国的に空き家が増加しており、その中でも管理されずに放置された空き家が著しく増加していることが社会問題となっています。空き家問題に対応するため、空家等対策の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律（空家法）が令和5年12月13日に施行され、所有者等の責務が強化されています。空家法の改正を踏まえ、本町も「多度津町空家等適正管理条例」及び「多度津町空家等適正管理条例施行規則」を改正し、空き家等の所有者等に対して適正管理を実施するよう努めています。

議員ご質問の空き家の件数、空き家率については、令和4年度に実施した空き家等実態調査時の件数ではありますが、空き家の件数は787件、空き家率は平成30年度住宅・土地統計調査時で19.1%となっています。今後の傾向としては、令和4年度に改定した多度津町空家等対策計画の中に記載しています空き家の将来推計では増加傾向となっているため、今後も空き家が増加していくと考えています。以上、答弁とさせていただきます。

議員（渡邊 美喜子）

答弁頂きました。実はですね、分かりますでしょうか。実はこれ、令和4年度、今お話がありましたが、空き家の件数等でございます。それが今のお話では、令和4年度787件ということで、この表を見て頂ければ分かりますが、30年は532でございます。多度津町。プラスの257件増えてるという計算になろうかと思います。そして空き家率が、30年は5.4%でありました。

それが、今回の調査で19.1%ということで、いかに多度津町を空き家が増えてるかということがよくお分かりになると思います。

それでは次の質問でございますが、特定空き家の件数、率、今後の傾向をお願い致します。

建設課長（三谷 勝則）

渡邊議員の特定空き家件数・率、今後の傾向についてのご質問に答弁をさせていただきます。

全国的に増加している空き家のうち、賃貸や売却の方向性も決まっておらず、将来的に管理不全な状態に陥る可能性のある空き家が著しく増加していることが問題となっています。その中でも、①そのまま放置すれば倒壊など著しく保安上危険となる恐れのある状態、②著しく衛生上有害となる恐れのある状態、③適切な管理が行われていないことにより著しく景観を損なっている状態、④その他周辺の生活環境の保全を図るために放置することが不適切であると認められる状態にある空家等、以上の4つの観点から、いわゆる特定空家等が特に問題となっています。

また、特定空家等に認定する際は客観性を担保するため、多度津町空家等対策協議会を開催し、委員の意見を徴することが望ましいことから、国のガイドラインを基本と

した県が作成した「空家等対策の推進に関する特別措置法に規定する管理不全空家等・特定空家等の判断基準」により判断致します。

現在、本町では特定空家等に判定した空き家等はありませんが、そのため、令和4年度に実施した空き家等実態調査において、特定空家の可能性のある建物の件数は382件で、率は3.4%となっております。

今後の傾向と致しましては、先ほどの答弁と重複致しますが、令和4年度に改定した多度津町空家等対策計画の中に記載しています。空き家の将来推計では増加する傾向となっていることや、現在、町民の方から頂く空き家等の相談も増えていることから、今後も増加傾向にあるものと考えております。以上、答弁とさせていただきます。

議員（渡邊 美喜子）

答弁を頂きました。もう一度、この表なんですけど、ここの38というところなんですけど、これは、一応、危険空き家、特定空家に属するんじゃないかという風に思われます。ということは、先ほどのお話の中で危険特定空き家が何と382、3.4%ということで、この数値が38から382ということで、すごく極端に増えて来ているなという風に思います。

少し私の危険空き家、また、特定空き家の線引きが少し違ってるかも分かりませんが、そういう結果になろうかと思えます。

そこで次の質問にさせていただきます。特定空き家の各年度の撤去補助額と撤去戸数を伺います。お願い致します。

建設課長（三谷 勝則）

渡邊議員の特定空き家の各年度の撤去補助額、撤去戸数についてのご質問に答弁をさせていただきます。

本町では「多度津町老朽危険空き家除却支援事業補助金要綱」に基づき、老朽化して倒壊等の恐れのある空き家の除却に対しての補助金を平成27年度から実施しており、不良住宅の所有者の方に160万円を上限に除却費用の8割を補助しております。平成27年度からの各年度の撤去戸数及び補助金額の実績については、平成27年度撤去戸数5戸、補助金額6,955,000円、平成28年度撤去戸数7戸、補助金額8,011,000円、平成29年度撤去戸数9戸、補助金額13,156,000円、平成30年度撤去戸数8戸、補助金額10,349,000円、令和元年度撤去戸数12戸、補助金額16,141,000円、令和2年度撤去戸数11戸、補助金額15,812,000円、令和3年度撤去戸数6戸、補助金額9,600,000円、令和4年度撤去戸数7戸、補助金額10,170,000円、令和5年度撤去戸数10戸、補助金額15,808,000円、また、令和6年度につきましては、8月末現在で老朽危険空き家15戸に対し、補助金額19,998,000円の交付を決定しております。以上、答弁とさせていただきます。

議員（渡邊 美喜子）

答弁頂きました。その中で、令和6年度なんですけども、先ほど15戸ということで

1,999万8,000円ですか。最初に令和6年度の撤去補助予算というのが2,400万円ということになってた訳ですが、これは件数は15戸ということで、同じなんですけども、今の状況の中でまだ、2,400万円予算があると差し引きましたら400万円差がある訳でございしますが、どのようなことになるんでしょうか。再質問でございします。

建設課長（三谷 勝則）

渡邊議員の現在の予算の2,400万円について、現在、交付を決定している額が1,999万8,000円ということなんですけど、これについては、一応、国の補助の関係がございまして、国の補助額に対して、今現在、申請を頂いている撤去費の額を決定しておりますので、戸数的には今後、補助額に対して取り壊す部分について補助額が充てられないケースがございしますので、今後その辺りは取り壊す建物のケースによっては、まだ、可能性はございしますけども、その辺りの調整は図る必要があると考えております。以上、答弁とさせていただきます。

議員（渡邊 美喜子）

答弁を頂きました。次の質問ですが、令和6年度の特定空き家の撤去予算は、先ほど言いましたが2,400万円、15件でありますけど、受付は既に終了となっております。当初予算の残金がなくなると次年度まで撤去出来なくなり、その間に地震が起きると不安なので補正予算を組んでももらえないかと言った要望も聞いております。町のお考えをお聞きします。

町長（丸尾 幸雄）

渡邊議員の令和6年度の特定空き家の撤去予算に対する町の考えはについてのご質問に答弁をさせていただきます。

本町の老朽危険空き家除却支援事業補助金に関して、毎年、町民の皆様から多くのお問い合わせや申請等に関する相談を頂いている状況から、令和6年度に関しては、当初予算において、危険空き家除却件数を概ね10件から15件分として例年の1.5倍の予算を確保し、計上をしておりましたが、議員のおっしゃるとおり、多くの申請があり、現在は申請を締め切っている状態になっております。

また、本補助金制度は国や県の補助金を活用し実施していることから、今後は、老朽危険空き家の周辺環境に与える危険度と緊急性等を考慮した上で国への要望も含め、本町としても空き家対策の予算確保に努めたいと考えております。以上、答弁とさせていただきます。

議員（渡邊 美喜子）

答弁頂きました。今の答弁なんですけども、色んな条件等がありますが、このように危険特定空き家という件数も増えておりますので、国や県の補助金を活用し、実施しているということでございしますが、老朽危険空き家の周辺の環境とか、危険度、そして緊急性等を考えて頂きまして、空き家対策の予算確保に努めて頂ければという風に思っておりますので、要望でございします。

続きまして、特定空き家に対する措置の実施、助言・指導・勧告・公表・代執行等の状況をお聞きします。

建設課長（三谷 勝則）

渡邊議員の特定空き家に対する措置の実施、助言・指導・勧告・公表・代執行等の状況についてのご質問に答弁をさせていただきます。

空家等対策の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律（空家法）が令和5年12月13日に施行され、所有者等の責務が強化されていることを踏まえ、本町においても特定空家等相当に該当する空き家等の所有者等に対して、助言・指導等を強化する必要があります。

現在の状況と致しましては、所有者等に対して空き家の状況と適正管理に関する文書を送付し、空き家とその敷地の適正な管理を依頼しております。

現在、本町には特定空家等に判定した空き家等がありませんので、助言・指導、勧告及び代執行等を実施しておりませんが、今後は多度津町空家等対策協議会において放置すれば特定空家になる空き家等や特定空家等を判断し、助言・指導、勧告及び代執行等の手続きを進める必要があると考えております。以上、答弁とさせていただきます。

議員（渡邊 美喜子）

この空き家につきましては、私の記憶の中では、政策観光課ですかね、それから建設課に移行したっていう時、大体、5件ぐらいは申請が上がってると思います。それは、やはり自治会要望という部分もあるんですけども、やはり、自治会の中で人と人とのうまくコミュニケーションとか色んな部分でそういう空き家、危険空き家を壊して欲しいとかそういう要望に対しては、やはり、個人的っていう部分がありまして、将来のことも考えて自然と他の議員の皆さんもそうだと思うんですけども、そういう要望が上がって来ているのも事実でございます。

実は、いいことがございました。5年前になろうかと思いますが、そこは一軒家というのか、シロアリが飛んでるという状況の中で、そして、そこは車がよく通る。そして子どもたちも通るということでトタンとか瓦、台風が来たら本当に心配です。ということで5年前になりますが、建設課の方にお話をさせていただきました。

見に来て頂いて、また、色んな部分で指導、そして助言ということで色々と文書で配布しているということも聞いております。粘り強い活動の中で1箇月前にそこがきれいに更地になりました。

本当に、ご協力して頂いたこと、本当にうれしく思っております。でも、そういう方ばかりではないんですね、5年間経ったっていうのはちょっと長いかなと思うんですけども、その間に被害とか周りの色んな面で被害がなかったから良かったかなという風には思っておりますが、何件か改善して頂いております。

でも1件は、どうしても、本当にそこを通るたびに、もう悲しくなるというのか、近所の方もすごく気にしております。それも建設課の方にお話はいつています。

そんな中で、屋根が大きな穴が開いてる、1メートル位の大きな穴が開いてます。雨は降るし、シロアリは来るし、ひょっと地震等が起きましたら本当に大変な事故に繋がるんじゃないかということもありまして、そういう部分で私から見れば勧告に値するのかなという風に思います。

ただ、お金がないということは、理由にはならないと思いますので、こういういい制度がありますので、放置すれば、もう完全に特定空き家でございます。

近所の方とかは、そういうのを大変に心配しておられますので、出来るだけ勧告までは行かなくても、早急に対処して頂ければという風に願っておりますので、強い要望でございます。よろしくお願い致します。

それでは、次の質問を致します。今後の課題や問題点を伺います。お願い致します。

建設課長（三谷 勝則）

渡邊議員の今後の課題や問題点についてのご質問に答弁をさせていただきます。

本町におきまして、空き家対策に関する今後の課題や問題点としましては、次の3点が考えられます。

1点目は、特定空き家等の所有者等に除却を促しても金銭面や権利面で除却することが出来ないケースがございます。本町の老朽危険空き家除却支援事業補助金を活用して除却を進めてもらうように依頼した際、所有者等が低所得者等であるため解体事業者に支払う原資がなく、解体を進めることが出来ないことや登記簿上で差押えや抵当権等が設定されていることなどが問題となっております。空き家等は個人所有の財産であるため、本町が安易に公費を使用して解体することが難しい状況ではございます。

2点目は、管理不全空き家等の所有者等が消息不明となり、管理を依頼出来ないケースがございます。町はこれを受け、所有者等以外の親族について調査し、管理の依頼を進めておりますが、所有者等以外に親族がいないケースもあり、問題となっております。

3点目は、空き家等の所有者等の適正管理に対する意識向上でございます。近隣住民からの通報を受け、空き家等の所有者に適正管理に関する文書と空き家等の現状写真を送付し、所有者等に対応を依頼しておりますが、近隣住民が困惑している状況にも関わらず、適正管理をして頂けないケースがございます。

これら3点の課題及び問題点を解決するために近隣市町及び先進自治体の取組を研究し、空き家等の所有者等に対して危険空き家の除却や適正管理を促進し、特定空き等の増加に繋がらないよう対応に努めてまいります。以上、答弁とさせていただきます。

議員（渡邊 美喜子）

本当に課題も多くあると思いますし、今、答弁頂きました。本当に頭が下がる思いでございますが、先ほど町長の答弁の中に危険度、そして緊急性ということを考慮した上で、その持ち主の方の色々な理由があるとは思いますが、やはり、近隣のことも考えて頂いて安心して生活が出来るという部分を少し重点に置いて頂ければという風

に思っておりますので、粘り強いご指導、また、勧告まで行かずに出来ましたら指導等をして頂ければという風に思っておりますが、よろしくお願いしたいと思えます。それでは次の質問をさせていただきます。2点目の質問に入ります。要保護・準要保護の子ども達は大丈夫ですか。

この夏休みにお米をお粥にしたり、親が1日1食に減らす例もあった。困窮家庭は貧困率が高く、物価高の中、給食がない夏休みは大変に苦しいと記載されていました。これは四国新聞にありました。

これを目にしたとき、本当に、えっという驚きと、そしてショックも大きかったんですけども、貧困の格差を強烈に感じました。

質問です。要保護・準要保護数は。また、今後の傾向を伺います。お願い致します。
教育総務課長（池田 友亮）

渡邊議員の要保護・準要保護数と今後の傾向についてのご質問に答弁をさせていただきます。

要保護は、生活保護法に基づいて認定を受けた世帯の児童生徒が対象となります。準要保護は、経済的理由によって就学困難な児童生徒の保護者に対して、必要な援助を与え、義務教育の円滑な実施に資することを目的に規定されている「多度津町就学奨励費支給要綱」に基づき保護者より申請され、教育委員会において認定された児童生徒が対象となります。

令和5年度末の要保護の児童生徒は7名、準要保護児童生徒は210名です。

今後の傾向については、経済状況及び家庭状況によりますが、本町は増加傾向となっております。今後、児童生徒数の減少に伴い人数は少なくなる可能性はありますが、児童生徒数に対する割合は高くなると想定されます。以上、答弁とさせていただきます。

議員（渡邊 美喜子）

答弁を頂きました。その中で人数ということで、要保護・準要保護数ということでございますが、これ、要保護と準要保護のニーズ、合計している部分がありましたのでこの本町の分です。平成25年度が182名、26年度が192名、トータルしてです。27年度が192人、令和3年度が185人、4年度が197人ということで、4年度が197人中、要保護が7名、そして準要保護が190人ということで、今の答弁を比較しますと210名ですか。準要保護が。ということは、準要保護が約20名、増加しているということになるのかなと思います。

これは、以前のホームページ等にありました資料でございます。やはり、子どもの人数は減少するにも関わらず、こういった要保護、そして準要保護の人数は増えて来ているということでもあります。

そこで、質問致します。このような困窮家庭の対処方法を伺います。教育面でお願い致します。

教育長（三木 信行）

渡邊議員のこのようなケースの対処方法についてのご質問に答弁をさせていただきます。さっきの質問で答弁をしたとおり、今後も就学援助を必要とする児童生徒の割合は高い水準で推移すると思われます。経済的な要因だけに限らず、学校において様々な困り感のある児童生徒については、健康福祉課と連携し、児童福祉法第25条の2第1項に基づいた「多度津町要保護児童対策連絡協議会」で協議するなど様々な機関とともに対応していきます。以上、答弁とさせていただきます。

議員（渡邊 美喜子）

よろしくお願ひしたいと思います。そこで、再質問になります。

子どもが夏休みに1日2食以下で過ごしていることが民間団体の調査で分かったなど報道されていますが、福祉、生活面の支援について伺います。再質問でございます。よろしくお願ひ致します。

健康福祉課長（山内 剛）

渡邊議員の再質問に答弁をさせていただきます。

現在、町社会福祉協議会において、生活に困窮されている方のために生活困窮者自立支援事業や生活福祉資金貸付け、学校用品リユース事業、フードバンクなどを実施しています。

生活困窮者自立支援事業は、仕事や日常生活、家庭内などの様々な生活で困っている不安や心配事に相談支援員と一緒に出口を探すお手伝いをする事業で、相談は無料となっております。生活福祉資金貸付けは、町内在住の低所得者などを対象に生活に必要な資金を貸し付けることにより、その経済的自立と生活意欲の助長を図ることを目的として県社会福祉協議会の委託を受けて生活福祉資金の貸付けを行っております。学校用品リユース事業は、使用しなくなった学校用品を回収して、子育て世帯に無償でお貸ししているもので、町内の保育所、幼稚園、小学校、中学校、中讃地区の高等学校で使用する制服や帽子、体操服、部活動で使用するものや裁縫道具、彫刻刀、ピアニカなどの寄附をお願いしております。

回収ボックスを町役場、健康センター、各校区の放課後児童クラブなどに設置しております。

寄附して頂く学校用品は、概ね卒業後5年以内のもので、記名や刺繍があっても大丈夫ですが、洗濯していないものや汚れのひどいものについては、お断りさせていただきます。

水着は不可として、靴は未使用のものに限らせて頂いております。提供後の返却は出来ないこととなっております。貸出しは無料となっておりますが、町内にお住まいで、お子様が町内の保育所、幼稚園、小・中学校、中讃地区の高校に通っている町社会福祉協議会会員の方に限ることとしております。

町社会福祉協議会の入会申込みは随時受け付けしており、個人会員は一口500円からで有効期限は、加入年度のみとしております。

貸出しは、会員証とお子様の生年月日が確認出来るものを持参して、町社会福祉協議会で手続することとなっております。

フードバンクは、まだ食べられるのに捨てられてしまう食品を困っている人たちに無料で提供する仕組みのことで、現在、町社会福祉協議会では、町民の方からご寄附を頂いた食品を緊急的に食べるものに困っている方へお渡ししております。

賞味期限が1箇月以上あるもので、白米やアルファ米等のお米や缶詰、瓶詰めなどの常温保存食品、インスタント食品やレトルト食品、飲料品やお菓子などの寄附をお願いしております。

また、町社会福祉協議会では、子育て世帯応援企画として町内の18歳までの子育て世帯を対象に事前予約制で今年の7月29日から8月2日まで食料品配布会、生活相談会を開催し、約60世帯の参加がありました。

次回は12月に開催を予定しているそうです。社会福祉協議会以外でも子どもの居場所づくり事業として、第2、第4土曜日の15時から16時に子ども食堂を開催している団体があり、子ども大人とも200円で、子ども食堂を利用出来ることとなっております。以上、答弁とさせていただきます。

議員（渡邊 美喜子）

答弁頂きました。有難うございます。私がなぜ今回このような質問をしたかということなんですけども、やはり、フードバンクとか社協の方で色んな寄附とか、住民の皆さんに子どもたちの支援ということ色んなことをやっております。

横で見えていて、なかなか広く、多くの方々が利用して頂ければということをしごく願っておりますし、また、寄附ということもありますので、今回、こういう部分を特に取り上げて宣伝じゃないですけども、一つ、効果になればという部分で一般質問をさせていただきます。

そこで最後でございます。ちょっと、これも四国新聞に載っておりましたので、読み上げます。記者ノートということで1週間早く友達に合えるし、規則正しい生活が出来ていいと生徒の1人は歓迎していた。善通寺の小・中学校では、今年も早目の2学期が始まった。生徒の言葉は嘘ではないが、一方では、もう少し休みたい気持ちもあると漏らしていました。だが、保護者にすれば有難い話だ。市教育委員会のアンケートでは、7割の家庭が夏休み短縮に賛成していた。最大の理由は、給食の存在。この夏、どれほど多くの家庭の子どもたちが、子どもの昼食問題に頭を抱えたことか。困窮家庭になると問題は、より深刻になる。子ども食堂や飲食店利用客が肩代わりして、子どもたちに食事を無料で提供するフードリボンプロジェクトの実施者によると夏休みは昼食を食べていない子の来訪がグッと増えたという。子どもが、夏休みは1日2食以下で過ごしているとの全国調査でもあった。もはや教育だけではなく、福祉の問題なんですと教育委員関係者の言葉が重いということで書いておりました。

13番、渡邊 美喜子、一般質問を終わります。有難うございました。

